外国人労働者の方が受講する場合について

建設業労働災害防止協会千葉県支部

当支部で開催しております技能講習、安全衛生教育については、日本語のテキストを使用し、日本語による講義・教育を行っております。また、技能講習における修了試験の問題及び安全衛生教育における理解度確認シートにつきましても日本語の標記になっております。

この度、厚生労働省の通達「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」により、登録教習機関は、技能講習を受講する外国人（以下「外国人労働者」という。）の日本語の理解力を事前に確認することが望ましいとされました。

つきましては、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は、別添１「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」（以下「確認書」という。）を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は、別添２「技能講習等受講における日本語の理解力申告書」（以下「申告書」という。）を申込時に申込書と共に提出してください。

また、申し込みをされる際には、以下の「外国人労働者の方が受講する際の注意事項」をご確認ください。

なお、外国人労働者であって明らかに日本語が堪能な方（読み・書き、フリガナ等が必要ない方）については、確認書又は申告書の提出は不要です。

**【外国人労働者の方が受講する際の注意事項】**

1. 通訳や受講の補佐をする方の同席はできません。
2. 講習実施中や教育実施中に講師や他の受講生に漢字の読み方や日本語の意味を質問することはできません。
3. 日本語の理解力について、確認書又は申告書の内容と異なると事務局等が判断した場合は、途中退席をお願いすることがあります。この場合、講習等受講料、テキスト代金等は返金いたしません。
4. 各種技能講習、各種安全衛生教育を受講する場合において、学科修了試験問題、理解度確認シートの漢字に「ひらがな」によるルビが振られた試験問題、理解度確認シートを事前に希望された場合には、提供することができます。
5. 各種技能講習の修了試験について、採点の結果合格基準に達しない場合は、修了証は発行いたしません。また、当支部では規定により合格基準に満たなかった方の補講等は行っておりません。

【別添１】

**（外国人労働者の方を受講させる事業者の方用）**

建設業労働災害防止協会千葉県支部　御中

技能講習等受講における日本語の理解力確認書

受講者氏名

（在留カード氏名欄又は特別永住者証明書等に記載されている氏名を正確に記入してください）

上記の者は、建設業労働災害防止協会千葉県支部が実施する技能講習等を受講するための十分な日本語の理解力（読み・書きができる能力）を有しています。

令和　　　年　　　月　　　日

事業場所在地

事業主証明　　　事業場名

事業主職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（事業主職氏名欄は直筆の場合は押印の必要ありません。）

　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

建設業労働災害防止協会千葉県支部が実施する各種技能講習、各種安全衛生教育を受講される場合において、学科修了試験問題又は理解度確認シートの漢字に「ひらがな」によるルビ（ふりがな）をふることについて、該当する方に☑を入れてください。

* 希望する
* 必要ありません

【別添２】

**（個人で受講を希望する外国人労働者の方用）**

建設業労働災害防止協会千葉県支部　御中

技能講習等受講における日本語の理解力申告書

私は、建設業労働災害防止協会千葉県支部が実施する技能講習等を受講するための十分な日本語の理解力（読み・書きできる能力）を有しておりますので、講習等を申込いたします。

令和　　　年　　　月　　　日

受講者氏名（本人直筆）

（在留カード氏名欄又は特別永住者証明書等に記載されている氏名を正確に記入してください）

　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

建設業労働災害防止協会千葉県支部が実施する各種技能講習、各種安全衛生教育を受講される場合において、学科修了試験問題又は理解度確認シートの漢字に「ひらがな」によるルビ（ふりがな）をふることについて、該当する方に☑を入れてください。

* 希望する
* 必要ありません